

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人調布市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を支払う。
- 3 役員には賞与及び退職手当は支給しない。
- 4 常勤役員がセンター職員を兼ね、職員の給与を受ける場合には、前3項に関わらず報酬及び費用は支給しない。
- 5 調布市職員が役員を兼ねる場合には、前項と同様に報酬及び費用は支給しない。

(個人番号の提供)

第3条の2 役員は報酬にかかる事務のためセンターから個人番号の提供を求められた場合は、これに協力するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事の報酬の額は、別表1に定める額とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 監事の報酬の額は、別表2に定める額とし、監事間の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員報酬は年間報酬額を定め、12で除した額を月額支給額とし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任時又は退任時の報酬)

第6条の2 役員が月の初日以外の日において新たに就任したときの当月分の報酬は、就任日からの日割り計算による額を支給するものとする。また、役員が月の末日以外の日において、退任もしくは解任された場合は、その日までの日割計算による当月分の報酬を支給し、その後の報酬は支給しない。

2 前項にかかわらず、役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支払う。

(支給基準の公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月16日から施行する。

別表1 理事の報酬の額

(1)	常勤役員が常務理事でセンターの職員を兼ねている場合	
	常務理事	無報酬とする。
(2)	常勤役員が常務理事でセンターの職員を兼ねていない場合	
	常務理事	年間総額500万円までの範囲内とする。
(3)	非常勤理事全員の年間の報酬総額	400万円以内
(4)	各理事の年間報酬額	
	会長	66万円までの範囲内
	副会長	54万円までの範囲内
	その他の各理事	30万円までの範囲内

別表2 監事の報酬の額

(1)	監事全員の年間の報酬総額	24万円以内
-----	--------------	--------

別表3 費用の額

(1)	会議及び日帰り出張等	
	実費に相当する額	
(2)	宿泊及び近接地域外への出張等	
	旅費規程を準用して計算した額	
(3)	その他費用	
	実費に相当する額	